第四十八条及び第四十九条　削除

（捕獲鯨の表示及び報告）

第五十条　（略）

2　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。

一～三　（略）

第五十一条　（略）

2　前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まつこう鯨にあつては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第五十二条から第五十五条まで　削除

（鯨体処理場）

第八十三条　（略）

2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

2　第三十五条第二項の規定は、前項第五号及び第七号から第九号までの体長について準用する。

3　母船式捕鯨業者は、赤道以北の太平洋の海域においてはいわし鯨を、南半球の海域においてはにたり鯨を捕獲してはならない。

第四十八条　母船式捕鯨業者は、南緯四十度の線以南の海域においては、毎年十二月十二日から翌年四月七日までの期間（当該期間内に、国際捕鯨統計局から国際捕鯨取締条約附表の規定による捕獲の最終日についての通告があつた場合には、その最終日までの期間）内でなければ、ひげ鯨（ミンク鯨を除く。）を捕獲してはならない。

（母船使用の禁止）

第四十九条　母船式捕鯨業者は、南緯四十度の線以南の海域においてひげ鯨（ミンク鯨を除く。）を処理するために使用した母船を、前条に規定する漁期終了の日から一年間は、同一の目的で他の海域（赤道以北の太平洋の海域を除く。）において使用してはならない。

（捕獲鯨の表示及び報告）

第五十条　（略）

2　母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を無線電信で当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。

一～三　（略）

第五十一条　（略）

2　第三十五条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体の完全利用）

第五十二条　母船式捕鯨業者は、その捕獲した鯨のすべての部分を、しや沸その他の方法で加工しなければならない。ただし、内臓、ひげ及び胸びれ、まつこう鯨の肉又は食料若しくは飼料に供する鯨の部分については、この限りでない。

（管理人の措置）

第五十三条　母船式捕鯨業の管理人は、鯨を捕獲した時から三十三時間以内に母船の甲板上に引き上げることができる限度をこえて鯨を捕獲させないために、当該船団に属する独航船の船長又は砲手に対し捕獲を停止すべき旨の指示をする等必要な措置を講じなければならない。

（航空機とう載の許可）

第五十四条　母船式捕鯨業者は、航空機をとう載する船舶を当該漁業に使用する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（準用規定）

第五十五条　第三十九条及び第四十条の規定は、母船式捕鯨業に準用する。

（鯨体処理場）

第八十三条　（略）

2　鯨体処理場は、大型鯨体処理場及び小型鯨体処理場とする。